

# 北海道建築指導センター からのお知らせ

2025年4月1日の建築基準法及び建築物省エネ法の改正施行に伴い、2025年4月1日申請受付分から各業務手数料等を改定することになりました。

## 【改定する主な業務】

- ・確認検査
- ・省エネ適判
- ・住宅性能評価・長期
- ・BELS
- ・フラット35

※記載された手数料等は、各業務規程の改定時に変更となる場合がございますので、十分ご注意ください。

建築物に関する確認検査手数料

確認申請手数料（＝基本手数料＋加算手数料、単位：円、非課税）

確認申請基本手数料

区分 面積 (㎡)	0～200以内	200超 ～500以内
	新二号	50,000
新三号	30,000	40,000

確認申請加算手数料

仕様規定による構造審査	10,000
構造計算による構造審査	20,000
構造上のゾーン数が2以上に係る構造審査	20,000 × (構造上のゾーン数-1)
構造ソフト以外の構造計算による構造審査	20,000
現況調査報告書、既存不適格調書に係る審査	20,000
天空率の審査	10,000
昇降機 (1基につき)	10,000
省エネ基準適合審査	15,000

※仕様規定、構造計算の両方がある場合は、構造計算による構造審査の手数料

計画変更申請手数料（＝基本手数料＋加算手数料、単位：円、非課税）

計画変更申請基本手数料

区分 面積 (㎡)	0～200以内	200超 ～500以内
	旧一号、新二号	25,000 (50,000)
新三号	15,000 (30,000)	20,000 (40,000)

※( )は、直前の確認申請等を当センターから受けていない場合

計画変更申請加算手数料

仕様規定による構造審査	10,000
構造計算による構造審査	20,000
構造上のゾーン数が2以上に係る構造審査	20,000 × (構造上のゾーン数-1)
構造ソフト以外の構造計算による構造審査	20,000
現況調査報告書、既存不適格調書に係る審査	20,000
天空率の審査	10,000
昇降機 (1基につき)	10,000
省エネ基準適合審査	15,000

※仕様規定、構造計算の両方がある場合は、構造計算による構造審査の手数料

完了検査手数料（＝基本手数料＋加算手数料＋出張費、単位：円、非課税）

完了検査基本手数料

区分 面積(m <sup>2</sup> )	0～200以内	200超 ～500以内
	旧一号、新二号	45,000
新三号	30,000	40,000

完了検査加算手数料

軽微な変更（省エネ適合性判定等に係る内容を除く）		
仕様規定による構造審査を要しない軽微な変更		5,000
仕様規定による構造審査を要する軽微な変更		10,000
省エネ適合性判定等に係る検査		10,000 (20,000)
省エネ適合性判定等に係る軽微な変更		
ルートA		5,000 (10,000)
ルートB		10,000 (20,000)
昇降機（1基につき）		10,000
追加説明（計画変更相当）		
計画変更申請手数料で算出した手数料		
再検査		
基本手数料×1/2＋加算手数料＋出張費		

※（ ）は、直前の省エネ適合性判定等を当センターから受けていない場合

出張費	別途
-----	----

昇降機に関する確認検査手数料

確認申請手数料（単位：円、非課税）

区分	
新二号	20,000
新三号	20,000

※設置数分の算定が必要

計画変更申請手数料（単位：円、非課税）

区分	
旧一号、新二号	15,000 (20,000)
新三号	15,000 (20,000)

※1基につき

※( )は、直前の確認申請等を当センターから受けていない場合

完了検査手数料（＝基本手数料＋加算手数料＋出張費、単位：円、非課税）

完了検査基本手数料

区分	
旧一号、新二号	25,000
新三号	25,000

※1基につき

完了検査加算手数料

軽微な変更	5,000
追加説明（計画変更相当）	
計画変更申請手数料で算出した手数料	
再検査	
基本手数料×1/2＋加算手数料＋出張費	
出張費	別途

※1基につき（出張費を除く）

出張費	別途
-----	----

非住宅に係る省エネ適合性判定料金

表1

①【モデル建物法（小規模版を含む）】 単位：円、税込

面積（㎡）	A種	B種	C種
0～ 100未満	110,000 × N	73,700 × N	55,000 × N
100～ 300未満	132,000 × N	88,000 × N	66,000 × N
300～ 500未満	145,200 × N	96,800 × N	72,600 × N
500～ 1,000未満	180,400 × N	108,900 × N	85,800 × N
1,000～ 2,000未満	216,700 × N	121,000 × N	96,800 × N
2,000～ 3,000未満	240,900 × N	145,200 × N	121,000 × N
3,000～ 4,000未満	277,200 × N	180,400 × N	145,200 × N
4,000～ 5,000未満	313,500 × N	216,700 × N	169,400 × N
5,000～10,000未満	361,900 × N	266,200 × N	205,700 × N

※1 A種：ホテル・病院・集会所・福祉施設等、B種：事務所・物販店、学校、飲食店等、C種：工場等

※2 N：使用するモデル数に応じて乗ずる係数（1.0、1.1、1.2、1.3、1.4、1.5）

②【標準入力法】 単位：円、税込

面積（㎡）	A種	B種	C種
0～ 100未満	182,600	137,500	110,000
100～ 300未満	220,000	165,000	132,000
300～ 500未満	240,900	180,400	145,200
500～ 1,000未満	301,400	205,700	169,400
1,000～ 2,000未満	361,900	240,900	193,600
2,000～ 3,000未満	422,400	290,400	240,900
3,000～ 4,000未満	481,800	337,700	277,200
4,000～ 5,000未満	542,300	398,200	313,500
5,000～10,000未満	628,100	481,800	361,900

※1 A種：ホテル・病院・集会所・福祉施設等、B種：事務所・物販店、学校、飲食店等、C種：工場等

※2 外皮性能の審査を追加して行うときは、表1②において適用される料金の10分の1の額を加算

(1) 減額等

建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律38,500円。なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様

(2) 計画変更

計画変更の料金は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る）に応じて表1から算定される料金の10分の6の額。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ・モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
- ・直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ・減額等が適用された申請について、その後、省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

(3) 軽微変更該当証明申請

軽微変更該当証明の申請は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る）に応じて表1から算定される料金の10分の5の額。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う

住宅に係る省エネ適合性判定料金

表2

単位：円、税込

	種別	料金	
一戸建ての住宅	単独申請	44,000	
共同住宅等	単独申請	基本料金+住戸数×戸当たり料金 ・基本料金 132,000 ・戸当たり料金 3,300	
		共用部を含めて評価を行う場合は、住戸数に応じて次の共用部料金を加算	
	単独申請	100戸以下	132,000
		101戸以上	132,000+(N-100)×550 N：対象となる建築物の住戸数

(1) 減額等

① センターで行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合は、次の額。

- ・一戸建ての住宅：11,000円
- ・共同住宅等：11,000円に住戸数から1を減じた数に1,100円を乗じた額を加算した額

② 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、一律38,500円

(2) 計画変更

計画変更の料金は変更後の計画に応じ、表2から算定される料金の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた判定を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000円を乗じた額とすることができる。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ・計算方法を変更して申請する場合
- ・直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ・減額等が適用された申請について、その後、省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

(3) 軽微変更該当証明申請

軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、表2から算定される料金の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた申請を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000円を乗じた額とすることができる。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。

(4) 複合建築物

複合建築物に係る料金は、非住宅部分については表1、住宅部分については表2により算定される料金の合計額とする。ただし、表1(1)と表2(1)②が同時に適用される場合は、一律38,500円とする。

住宅性能評価・長期使用構造等確認（新築住宅）における料金

設計住宅性能評価の料金（＝基本料金＋加算料金、単位：円、税込）

基本手数料

戸建住宅	なし	44,000
	3分野以下	55,000
	4分野以上	

加算料金

仕様規定による構造審査	11,000
構造計算による構造審査	22,000
構造上のゾーン数が2以上に係る構造審査	22,000 × (構造上のゾーン数-1)
構造ソフト以外の構造計算による構造審査	22,000
コース2	11,000

※あらかじめセンターと協議し、効率的な審査ができると判断された場合は加算なし

※仕様規定、構造計算の両方がある場合は、構造計算による構造審査の手数料

変更設計住宅性能評価の料金（＝基本料金＋加算料金、単位：円、税込）

基本手数料

戸建住宅	なし	22,000 (44,000)
	3分野以下	27,500 (55,000)
	4分野以上	

※( )は、直前の設計評価等を当センターから受けていない場合

加算料金

仕様規定による構造審査	11,000
構造計算による構造審査	22,000
構造上のゾーン数が2以上に係る構造審査	22,000 × (構造上のゾーン数-1)
構造ソフト以外の構造計算による構造審査	22,000
コース2	11,000

※あらかじめセンターと協議し、効率的な審査ができると判断された場合は加算なし

※仕様規定、構造計算の両方がある場合は、構造計算による構造審査の手数料

長期使用構造等確認の料金（＝基本料金＋加算料金、単位：円、税込）

基本手数料

戸建住宅	44,000
------	--------

加算料金

仕様規定による構造審査	11,000
構造計算による構造審査	22,000
構造上のゾーン数が2以上に係る構造審査	22,000×（構造上のゾーン数-1）
構造ソフト以外の構造計算による構造審査	22,000
コース2	11,000

※あらかじめセンターと協議し、効率的な審査ができると判断された場合は加算なし

※仕様規定、構造計算の両方がある場合は、構造計算による構造審査の手数料

変更長期使用構造等確認の料金（＝基本料金＋加算料金、単位：円、税込）

基本手数料

戸建住宅	22,000 (44,000)
------	--------------------

※（ ）は、直前の設計評価等を当センターから受けていない場合

加算料金

仕様規定による構造審査	11,000
構造計算による構造審査	22,000
構造上のゾーン数が2以上に係る構造審査	22,000×（構造上のゾーン数-1）
構造ソフト以外の構造計算による構造審査	22,000
コース2	11,000

※あらかじめセンターと協議し、効率的な審査ができると判断された場合は加算なし

※仕様規定、構造計算の両方がある場合は、構造計算による構造審査の手数料

建設住宅性能評価の料金（単位：円、税込）

	選択項目	
戸建住宅	なし	110,000
	3分野以下	121,000
	4分野以上	

センター以外の者が設計住宅性能評価を行った建設住宅性能評価の料金（単位：円、税込）

	選択項目	
戸建住宅	なし	165,000
	3分野以下	181,500
	4分野以上	

変更建設住宅性能評価の料金（単位：円、税込）

	選択項目	
戸建住宅	なし	55,000 (110,000)
	3分野以下	60,500 (121,000)
	4分野以上	

出張費	別途
-----	----

非住宅に係るBELS評価料金

表1

①【モデル建物法（小規模版を含む）】 単位：円、税込

面積（㎡）	A種	B種	C種
0～ 100未満	110,000 × N	73,700 × N	55,000 × N
100～ 300未満	132,000 × N	88,000 × N	66,000 × N
300～ 500未満	145,200 × N	96,800 × N	72,600 × N
500～ 1,000未満	180,400 × N	108,900 × N	85,800 × N
1,000～ 2,000未満	216,700 × N	121,000 × N	96,800 × N
2,000～ 3,000未満	240,900 × N	145,200 × N	121,000 × N
3,000～ 4,000未満	277,200 × N	180,400 × N	145,200 × N
4,000～ 5,000未満	313,500 × N	216,700 × N	169,400 × N
5,000～10,000未満	361,900 × N	266,200 × N	205,700 × N

※1 A種：ホテル・病院・集会所・福祉施設等、B種：事務所・物販店、学校、飲食店等、C種：工場等

※2 N：使用するモデル数に応じて乗ずる係数（1.0、1.1、1.2、1.3、1.4、1.5）

②【標準入力法】 単位：円、税込

面積（㎡）	A種	B種	C種
0～ 100未満	182,600	137,500	110,000
100～ 300未満	220,000	165,000	132,000
300～ 500未満	240,900	180,400	145,200
500～ 1,000未満	301,400	205,700	169,400
1,000～ 2,000未満	361,900	240,900	193,600
2,000～ 3,000未満	422,400	290,400	240,900
3,000～ 4,000未満	481,800	337,700	277,200
4,000～ 5,000未満	542,300	398,200	313,500
5,000～10,000未満	628,100	481,800	361,900

※1 A種：ホテル・病院・集会所・福祉施設等、B種：事務所・物販店、学校、飲食店等、C種：工場等

※2 外皮性能の審査を追加して行うときは、表1②において適用される料金の10分の1の額を加算

(1) 併願申請

- ① 次の条件の全てに該当する場合は、表1の料金によらず、一律38,500円とする。
- ・センターの定める方法により併願申請対象業務の申請が申告されていること
  - ・併願申請対象業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われていること
  - ・本業務の申請内容が併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容（本業務の申請時点で国立研究開発法人建築研究所のHPに公開されている計算プログラムを利用して同一の入力内容で再計算したものを含む。）であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること
- ② 次に該当する場合にはそれぞれに記載の額を加算する。
- ・標準入力法を使用し、外皮性能の審査を新たに追加して行うときは、表1②の料金の10分の1の額
  - ・本業務の申請において、新たに太陽光発電設備の設置を考慮して同一の計算プログラムで再計算した場合には11,000円

(2) 計画変更

- 計画変更の料金は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る）に応じて表1から算定される料金の10分の6の額。ただし、次のいずれかに該当する場合は、表1の料金を適用する。
- ・センターが評価書を交付した物件で、新築時の検査済証交付日又は当該評価書の交付日のいずれか遅い日から1年を経過した場合
  - ・モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
  - ・併願申請が適用された物件で、計画変更の申請において併願申請を適用せずに申請する場合

住宅に係るBELS評価料金

表2

単位：円、税込

	種別	料金	
一戸建ての住宅	単独申請	44,000	
	併願申請	16,500	
共同住宅等	単独申請	基本料金+住戸数×戸当たり料金 ・基本料金 132,000 ・戸当たり料金 3,300	
		基本料金+住戸数×戸当たり料金 ・基本料金 66,000 ・戸当たり料金 1,650	
	共用部を含めて評価を行う場合は、住戸数に応じて次の共用部料金を加算		
	単独申請	100戸以下	132,000
		101戸以上	$132,000 + (N-100) \times 550$ N：対象となる建築物の住戸数
	併願申請	100戸以下	66,000
101戸以上		$66,000 + (N-100) \times 275$ N：対象となる建築物の住戸数	

(1) 併願申請

- ① 併願申請の料金は次の条件の全てに該当する場合に適用する。
- ・センターの定める方法により併願申請対象業務の申請が申告されていること
  - ・併願申請対象業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われていること
  - ・本業務の申請内容が併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容（本業務の申請時点で国立研究開発法人建築研究所のHPに公開されている計算プログラムを利用して同一の入力内容で再計算したものを含む。）であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること
- ② 共用部の審査を本業務の申請で初めて行う場合は、基本料金及び戸あたり料金のみ併願申請の料金とし、共用部料金は単独申請で示す規模等に応じて適用される料金とする。

(2) 計画変更

- 計画変更の評価料金は、当初の申請において単独申請の料金が適用された場合は、単独申請の料金の10分の5の額とし、併願申請の料金が適用された場合は、併願申請の料金とする。なお、共同住宅等にあつては変更後の住戸数に応じて算定する。ただし、次の場合は表2の単独申請の料金を適用する。
- ・センターが評価書を交付した物件で、新築時の検査済証交付日又は当該評価書の交付日のいずれか遅い日から1年を経過した場合
  - ・モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
  - ・併願申請が適用された物件で、計画変更の申請において併願申請を適用せずに申請する場合

(3) 複合建築物

- ・複合建築物に係る料金は、非住宅部分については表1、住宅部分については表2により算定される料金の合計額とする。
- ・評価の対象となる範囲が非住宅部分と住宅部分のいずれか一方である場合にあつては、対象となる部分の用途に応じ、表1又は表2により算定される額とする。
- ・計画変更において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあつては、変更があつた部分に係る変更の料金を適用する。

適合証明（新築住宅）における手数料

設計検査手数料（＝基本手数料＋加算手数料、単位：円、税込）

基本手数料

一戸建ての住宅	44,000 (22,000)
---------	--------------------

※（ ）は、確認申請がセンターに申請されている場合

加算手数料

一戸建ての住宅	省令準耐火構造	5,500	
	フラット35S	省エネルギー性	44,000
		耐震性	新設
		バリアフリー性	16,500
		耐久性・可変性	16,500

※他制度にて基準をセンターで確認しているものは加算なし

耐震性加算手数料

仕様規定による構造審査	11,000
構造計算による構造審査	22,000
構造上のゾーン数が2以上に係る構造審査	22,000×（構造上のゾーン数-1）
構造ソフト以外の構造計算による構造審査	22,000

※あらかじめセンターと協議し、効率的な審査ができると判断された場合は加算なし

※仕様規定、構造計算の両方がある場合は、構造計算による構造審査の手数料

中間現場検査手数料（＝基本手数料＋加算手数料、単位：円、税込）

一戸建ての住宅	44,000 (33,000)
---------	--------------------

※（ ）は、確認申請がセンターに申請されている場合

加算手数料

一戸建ての住宅	フラット35S	耐震性	—	16,500
---------	---------	-----	---	--------

竣工現場検査手数料（＝基本手数料＋加算手数料、単位：円、税込）

基本手数料

一戸建ての住宅	44,000 (22,000)
---------	--------------------

※（ ）は、完了検査がセンターに申請されている場合

加算手数料

一戸建ての住宅	省令準耐火構造	5,500	
	フラット35S	省エネルギー性	16,500 ( 5,500)
		バリアフリー性	16,500
		耐久性・可変性	16,500

※（ ）は、完了検査がセンターに申請されている場合